

2024年度 第2回町田市障がい者施策推進協議会 次第

2024年9月30日（月） 18時30分～20時30分

町田市庁舎10階 会議室10-3、10-4、10-5

【1】開会

【2】報告事項

- (1) 町田市障がい福祉事業計画（第6期計画）2023年度実績について
- (2) 第1回町田市障がい者施策推進協議会でのグループワークのまとめについて
- (3) 町田市障がい者プラン21-26 重点施策の2024年度中間報告について
- (4) 2023年度町田市の障がい者虐待相談の状況について
- (5) 2023年度町田市の障がい者差別相談の状況について
- (6) 「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」の周知・啓発の取組について

【3】議事

- (1) 「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」制定後の会議体について

【4】その他

- (1) 事務局からの連絡

【5】閉会

送付資料

- 資料1 町田市障がい者施策推進協議会委員名簿
- 資料2 町田市障がい福祉事業計画（第6期計画）2023年度までの評価指標
- 資料3 障害福祉サービス等の実績
- 資料4 サービスに関わる取組の主な実施状況
- 資料5 第1回町田市障がい者施策推進協議会でのグループワークのまとめ
- 資料6-1 町田市障がい者プラン21-26（後期計画）重点施策2024年度中間報告について
- 資料6-2 町田市障がい者プラン21-26（後期計画）重点施策2024年度中間報告についての障がい者計画部会からの意見

- 資料 7 2023年度町田市における障がい者虐待相談の状況について
- 資料 8 2023年度町田市における障がい者差別相談の状況について
- 資料 9 「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」制定後の
会議体について
- 資料 10 「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」の周知・啓発
の取組について
- 参考資料 1 障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部の設置
について
- 参考資料 2 条例に基づく相談及び紛争解決のフロー図
- 参考資料 3 「町田市障がい者差別解消調整委員会」の設置について
- 参考資料 4 町田市障がい福祉事業計画（第6期計画）2023年度実績に係る資料

【次回の協議会について】

2024年度 第3回町田市障がい者施策推進協議会
日程：2024年12月頃（未定）

町田市障がい者施策推進協議会委員名簿（2024年7月6日更新）

	所属	役職	氏名
会長	学校法人 東洋英和女学院大学	名誉教授	石渡 和実
委員	学校法人 桜美林学園	健康福祉学群 准教授	谷内 孝行
委員	学校法人 法政大学	現代福祉学部 教授	佐藤 繭美
委員	学校法人 桜美林学園	健康福祉学群 教授	小泉 広子
委員	町田市医師会	理事	中川 種栄
委員	町田市歯科医師会	副会長	松崎 重憲
委員	まちされん	会長	小野 浩
委員	町田市社会福祉法人施設等連絡会	副代表	藤井 雅巳
委員	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	常務理事	叶内 昌志
委員	堺地域障がい者支援センター	センター長	刑部 輝
委員	町田市障がい者 就労・生活支援センターりんく	センター長	藤本 英理子
委員	町田ヒューマンネットワーク まちだ在宅障がい者 チェーンの会	副理事長	堤 愛子
委員	町田市身体障害者福祉協会	会長	風間 博明
委員	町田市聴覚障害者協会	事務局長	辻 悠佳
委員	町田市障がい児・者「親の会」連絡会	会長	土田 由紀子
委員	特定非営利活動法人 町田市精神障害者さるびあ会	会長理事	飯長 喜一郎
委員	町田市民生委員児童委員協議会	鶴川第一地区会長	荻野 淳子
委員	町田商工会議所	常議員	陶山 慎治
委員	東京都立町田の丘学園	副校長	福元 太郎
委員	町田公共職業安定所	所長	湯地 幹彦

町田市障がい福祉事業計画（第6期計画） 2023年度までの評価指標
【2023年度実績】

項目1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 【計画掲載ページ P83～84】

項目	評価指標	指標	2022年度時点	2023年度時点
地域移行者数	2019年度末時点の施設入所者数235人のうち 2023年度末までに6%（14人）以上の人を地域 生活に移行する	14人以上	6人	9人
施設入所者数の削減	2019年度末時点の施設入所者数235人を2023年 度末までに1.6%（4人）以上減らして、231人 以下にする	231人以下	234人	239人

項目2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 【計画掲載ページ P85】

指標設定なし

項目3 地域生活支援拠点等※が有する機能の充実 【計画掲載ページ P86～87】

※地域生活支援拠点等：障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見すえた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。
主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つとしています。

項目	評価指標	2022年度時点	2023年度時点
地域生活支援拠点等 の設置	地域生活支援拠点等について、地域障がい者支 援センターを中心とした面的整備を行う	指定特定相談支援事業所2事業 所を地域生活支援拠点として指 定した。	指定特定相談支援事業所5事業所を 地域生活支援拠点として新たに指定 した。
拠点機能の充実	地域生活支援拠点等の機能について、町田市障 がい者施策推進協議会において年1回以上、運 用状況の検証・検討を行う	相談支援部会において、緊急時 予防・対応プランを検討し、様 式案を作成した。地域の体制づ くりについて、各地域の会合に ついて情報収集を行った。	緊急時・予防対応プランについて、 相談支援事業所連絡会で周知しまし た。 地域体制強化共同支援加算に係る事 務手続きについて検討しました。課 題を抽出し、施策推進協議会に報告 しました。

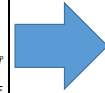
詳細は
障がい者プラン
重点施策3

項目4 福祉施設から一般就労への移行等 【計画掲載ページ P88～89】

項目	評価指標	指標	2022年度時点	2023年度時点
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等※を通じて一般就労に移行する者 2019年度実績の1.27倍以上 かつ就労系サービスの指標の合計値以上 【2019年度実績】 111人 【2023年度指標】 145人以上 ※就労移行支援事業等：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	145人以上	89人	109人
	うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者 2019年度実績の1.3倍以上 【2019年度実績】 96人 【2023年度指標】 125人以上	125人以上	75人	94人
一般就労への移行者数	うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者 2019年度実績の1.26倍以上 【2019年度実績】 4人 【2023年度指標】 6人以上	6人以上	1人	0人
	うち就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者 2019年度実績の1.23倍以上 【2019年度実績】 11人 【2023年度指標】 14人以上	14人以上	1人	7人
就労定着支援事業 利用者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者※ 7割以上 ※：2023年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行し、就労定着支援を利用した者の数をいいます。就労6ヶ月後から就労定着支援を利用できるため、中間数値となります。	7割以上	確報値 5割	6月速報値 （中間） 3.7割
就労定着率	就労定着支援事業の就労定着率※ 就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上 ※就労定着率：過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいいます。今回の実績は、2020年度から2022年度までの総利用者数のうち、2022年度末（前年度末）時点の就労定着者の割合です。	就労定着率 8割以上の 事業所数 全体の 7割以上	就労定着率 8割以上の 事業所数 全体の5割	就労定着率 8割以上の 事業所数 全体の5割

項目5 相談支援体制の充実・強化等 【計画掲載ページ P 9 0】

項目	評価指標	2022年度時点	2023年度時点
総合的・専門的な相談支援体制の充実	地域の窓口である「障がい者支援センター」において、相談を希望する障がいがある人が障害福祉サービスを適切に利用できるよう相談の充実を図ります。 地域のニーズ・情報を常に共有するために、支援センターと地域の事業所等との連絡会等を開催します。	障がい者支援センター連絡会を年12回開催。 相談支援事業所連絡会を3回開催し、研修を通して力量形成を図った。	障がい者支援センター連絡会を年12回開催。 相談支援事業所連絡会を3回開催し、事例検討で緊急時・予防対応プラン作成のグループワークを行いました。



詳細は
障がい者プラン
重点施策9

項目6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 【計画掲載ページ P 9 1】

項目	評価指標	2022年度時点	2023年度時点
第三者評価の受審に係る普及啓発	障害福祉サービス事業所への普及啓発回数 年1回以上	1回	1回
障害福祉サービス事業所への指導	市内事業所への指導の充実をはかり、適正な事業運営を確保する 2023年度までに対象事業所※すべてにおける実地指導の実施 ※対象事業所：社会福祉法人の障害福祉サービス事業所、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所です。その他の事業所は原則東京都が指導を実施しますが、必要に応じて市が実地指導をおこなう場合もあります。	実地指導件数 全117事業所中 18事業所実施（2割） 市内の障がい児通所支援事業所向け 集団指導を実施した。	実地指導件数 全120事業所中 17事業所実施（4割） 市内の居宅介護事業所及びグループホーム運営事業者を対象とする集団指導をそれぞれ1回実施した。 ※2021年度は15事業所実施のため、2021～2023年度で50事業所実施

障害福祉サービス等の実績

障害福祉サービス

サービス名称		掲載 ページ	指標(単位)	年度	第5期			第6期				
					2018	2019	2020	2021	2022	2023		
訪問系サービス(1か月あたり)												
①居宅介護	36 114	利用者数(人)	見込量	448	473	499	547	576	607			
			実績値	478	493	486	516	530	561			
		利用時間(時間)	見込量	8,089	8,461	8,850	9,771	10,289	10,843			
			実績値	8,590	8,691	8,901	9,114	9,407	9,837			
②重度訪問介護	36 114	利用者数(人)	見込量	128	132	136	140	144	149			
			実績値	127	132	127	125	122	119			
		利用時間(時間)	見込量	33,964	34,881	35,823	38,147	39,237	40,599			
			実績値	35,104	35,066	30,959	31,166	31,488	33,651			
③同行援護	36 114	利用者数(人)	見込量	124	131	139	137	143	149			
			実績値	123	126	105	104	100	106			
		利用時間(時間)	見込量	3,088	3,242	3,404	3,344	3,491	3,637			
			実績値	3,059	2,961	2,160	2,399	2,649	2,724			
④行動援護	36 114	利用者数(人)	見込量	8	9	10	19	22	25			
			実績値	11	13	15	22	30	34			
		利用時間(時間)	見込量	191	209	229	482	558	634			
			実績値	256	336	299	517	716	812			
⑤重度障害者等包括支援	36 114	利用者数(人)	見込量	0	0	0	0	0	0			
			実績値	0	0	0	0	0	0			
日中活動系サービス(1か月あたり)												
①生活介護	45 114	利用者数(人)	見込量	1,076	1,103	1,131	1,153	1,193	1,235			
			実績値	1,059	1,076	1,104	1,126	1,135	1,143			
		利用日数(日)	見込量	21,520	22,060	22,620	23,060	23,860	24,700			
			実績値	20,318	20,519	20,857	21,298	21,333	21,188			
②自立訓練 (機能訓練)	45 114	利用者数(人)	見込量	6	6	6	6	6	6			
			実績値	2	3	2	2	1	2			
		利用日数(日)	見込量	100	100	100	100	100	100			
			実績値	15	36	35	20	8	25			
③自立訓練 (生活訓練)	45 114	利用者数(人)	見込量	33	33	33	41	45	50			
			実績値	32	39	43	51	66	56			
		利用日数(日)	見込量	380	380	380	665	730	812			
			実績値	538	633	641	804	926	730			
④宿泊型自立訓練	45 114	利用者数(人)	見込量	21	21	21	21	21	21			
			実績値	11	9	7	8	9	9			
		利用日数(日)	見込量	618	618	618	618	618	618			
			実績値	308	251	187	224	260	250			
⑤就労移行支援	45 114	利用者数(人)	見込量	124	130	137	162	174	187			
			実績値	126	141	139	126	130	134			
		利用日数(日)	見込量	2,250	2,358	2,466	2,579	2,734	2,899			
			実績値	2,094	2,295	2,433	2,146	2,169	2,246			
⑥就労継続支援 (A型)	45 114	利用者数(人)	見込量	131	149	170	120	120	120			
			実績値	118	115	119	123	131	132			
		利用日数(日)	見込量	2,751	3,129	3,570	2,320	2,320	2,320			
			実績値	2,342	2,246	2,280	2,313	2,435	2,435			
⑦就労継続支援 (B型)	45 114	利用者数(人)	見込量	815	863	914	842	861	880			
			実績値	778	806	820	863	905	952			
		利用日数(日)	見込量	13,855	14,671	15,538	13,633	13,919	14,211			
			実績値	12,599	13,078	12,888	13,377	13,877	14,522			
⑧就労定着支援	45 114	利用者数(人)	見込量	56	59	62	65	68	71			
		実績値	23	47	50	61	65	78				
⑨療養介護	45 114	利用者数(人)	見込量	55	59	63	54	56	58			
		実績値	51	47	47	47	45	45				
⑩短期入所(福祉型)	45 114	利用者数(人)	見込量	138	147	157	281	314	351			
			実績値	171	224	183	224	256	301			
		利用日数(日)	見込量	899	957	1,018	1,264	1,349	1,439			
			実績値	912	1,110	933	1,176	1,350	1,496			
⑩短期入所(医療型)	45 114	利用者数(人)	見込量	28	29	30	32	33	34			
			実績値	28	31	19	28	36	44			
		利用日数(日)	見込量	209	223	237	237	244	252			
			実績値	207	216	154	174	138	180			
居住系サービス(1か月あたり)												
①共同生活援助(グループホーム)	36 115	利用者数(人)	見込量 (精神)	407	449	495	521 (109)	558 (116)	595 (123)			
			実績値 (精神)	410 (88)	447 (95)	518 (116)	576 (137)	629 (162)	667 (184)			
		利用者数(人)	見込量	236	236	236	233	232	231			
			実績値	236	235	238	238	234	240			
③自立生活援助	36 115	利用者数(人)	見込量 (精神)	6	6	6	4 (2)	5 (3)	5 (3)			
			実績値 (精神)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (0)			
		相談支援(1年あたり)										
		①基本相談支援		53 115		見込量 実績値	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施
②計画相談支援	計画相談支援	53 115	利用者数(人)	見込量	1,450	1,900	2,350	2,150	2,265	2,325		
				実績値	1,725	1,959	2,031	2,066	2,167	2,290		
	指定特定相談支援	53 115	事業所数(か所)	見込量	19	21	23	28	29	30		
				実績値	25	26	26	26	27	29		
③地域移行支援・ 地域定着支援	地域移行支援	53 115	利用者数(人)	見込量 (精神)	6	6	6	4 (4)	5 (5)	5 (5)		
				実績値 (精神)	5 (5)	4 (4)	2 (2)	6 (6)	6 (6)	5 (5)		
	地域定着支援	53 115	利用者数(人)	見込量 (精神)	3	3	3	4 (4)	5 (5)	5 (5)		
				実績値 (精神)	1 (1)	2 (2)	6 (6)	4 (4)	1 (1)	1 (1)		

障害福祉サービス等の実績

地域生活支援事業

サービス名称		掲載 ページ	指標(単位)	年度	第5期			第6期			
					2018	2019	2020	2021	2022	2023	
必須事業(1年あたり)											
①理解促進研修・啓発事業		81 116		見込量 実績値	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	
②自発的活動支援事業		57 116		見込量 実績値	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	
③相談支援事業	障害者相談支援事業	53 116		見込量 実績値	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	
		基幹相談支援センター等機能 強化事業	53 116		見込量 実績値	機能とし て実施	機能とし て実施	機能とし て実施	機能とし て実施	機能とし て実施	機能とし て実施
	住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)		53 116		見込量 実績値	検討 未実施	検討 検討	検討 検討	機能とし て実施 機能とし て実施	機能とし て実施 機能とし て実施	機能とし て実施 機能とし て実施
		④成年後見制度利用支援事業		75 116	(件)	見込量 実績値	23 23	24 25	25 17	25 17	26 14
	⑤成年後見制度 法人後見支援事 業	成年後見制度法人後見支援事業	75 116	(団体)	見込量 実績値	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1
		法人後見及び法人後見監督	75 116	(件)	見込量 実績値	21 28	22 25	23 27	24 34	25 33	26 33
⑥意思疎通支援 事業	手話通訳者派遣事業	65 116	(件)	見込量 実績値	1,710 1,354	1,870 1,307	2,040 994	1,350 1,113	1,350 997	1,350 1,196	
	要約筆記者派遣事業	65 116	(件)	見込量 実績値	72 49	74 34	76 14	35 15	40 8	45 54	
	手話通訳者設置事業 (手話通訳者登録者数)	65 116		見込量 実績値	週1日 週1日	週1日 週1日	週1日 週1日	週1日 週1日	週1日 週1日	週1日 週1日	
⑦手話奉仕員養 成研修事業	手話奉仕員養成研修事業 (養成講習修了者数)	65 116	(人)	見込量 実績値	16 14	16 13	16 13	16 6	16 8	16 14	
⑧日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具	37 116	(件)	見込量 実績値	80 50	80 59	80 68	60 50	60 54	60 39	
	自立生活支援用具	37 116	(件)	見込量 実績値	120 89	120 74	120 79	100 80	100 83	100 82	
	在宅療養等支援用具	37 116	(件)	見込量 実績値	90 60	90 65	90 70	70 78	70 69	70 60	
	情報・意思疎通支援用具	37 116	(件)	見込量 実績値	170 163	170 214	170 219	170 197	170 82	170 73	
	排泄管理支援用具	37 116	(件)	見込量 実績値	10,400 8,387	11,200 8,708	12,000 8,824	9,000 8,649	9,000 8,353	9,000 9,898	
	住宅改修費	37 116	(件)	見込量 実績値	50 20	50 9	50 32	30 15	30 21	30 13	
	⑨移動支援事業		37 116	(人)	見込量 実績値	630 629	660 665	690 510	720 547	750 575	780 629
⑩地域活動支援センター機能強化事業		46 116		見込量 実績値	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	
①福祉ホーム		37 117	(か所)	見込量 実績値	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	
②訪問入浴サービス		37 117	(人)	見込量 実績値	30 30	30 30	30 25	30 22	30 22	30 21	
③日中一時支援		46 117		見込量 実績値	検討 未実施	検討 未実施	検討 未実施	検討 未実施	検討 未実施	検討 未実施	
④緊急一時保護		57 117	(日(延べ))	見込量 実績値	800 237	800 287	800 139	390 132	390 96	390 87	
⑤スポーツ・レクレーション教室開催等		28 117	(事業)	見込量 実績値	3 3	3 3	3 0	3 1	3 3	3 3	
⑥自動車運転免許取得・改造助成		46 117	(件)	見込量 実績値	25 15	25 8	25 9	16 7	16 9	16 6	
⑦知的障害者職親委託		46 117	(人)	見込量 実績値	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	

障害児通所支援(1か月あたり)

サービス名称	指標(単位)	年度	子ども発達支援計画			子ども発達支援計画		
			2018	2019	2020	2021	2022	2023
児童発達支援	利用者数(人)	見込量	172	195	218	240	259	259
		実績値	229	233	248	291	355	387
	利用日数(日)	見込量	1,892	2,145	2,398	2,400	2,592	2,592
		実績値	2,362	2,351	2,246	2,441	2,977	3,248
医療型児童発達支援	利用者数(人)	見込量	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	0	0	0	0
	利用日数(日)	見込量	15	15	15	12	12	12
		実績値	13	12	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人)	見込量	1	1	1	2	2	2
		実績値	0	2	2	2	3	2
	利用日数(日)	見込量	12	12	12	6	6	6
		実績値	0	6	7	5	9	6
放課後等デイサービス	利用者数(人)	見込量	678	770	862	733	755	778
		実績値	684	739	690	752	829	972
	利用日数(日)	見込量	8,136	9,240	10,344	8,837	9,103	9,376
		実績値	8,455	8,630	8,325	8,781	9,743	10,829
保育所等訪問支援	利用者数(人)	見込量	34	40	46	35	40	45
		実績値	9	27	24	44	60	64
	利用日数(日)	見込量	78	92	105	60	70	80
		実績値	10	46	39	68	91	95
障害児相談支援	利用者数(人)	見込量	136	268	492	420	440	470
		実績値	280	357	357	340	341	337

サービスに関わる取組の主な実施状況(2023年度実績)

【障害福祉サービス】

サービス分類	サービス名等	2023年度 実 施 状 況
訪問系サービス	共通	計画相談が有効に活用されています。モニタリングでサービスの利用状況等を確認しながら、適切な時間数の見直し（モニタリングで生活状況を確認し、他のサービスの組み合わせなどを提案した見直し）が行なわれています。
日中活動系サービス	生活介護	過去からの継続案件含めて、新規開設・定員増及び減・その他相談が9件ありました。このうち1件が開設に至りました。
	就労継続支援A型	廃止相談が1件あり、10月末で廃止になりました。
	就労継続支援B型	新規開設及び増員の相談等に7件対応しました。このうち1件が開設に至りました。
	短期入所	新規開設の相談に3件対応しました。うち1件は2023年度中に開設し、短期入所事業所数が増加しました。
	療養介護	利用者のニーズに応じて必要なサービス提供を行ないました。
居住系サービス	共同生活援助	新規開設及び増員の相談に8件対応しました。過去からの継続相談の案件を含め、2023年度は新規開設1ユニット、定員増員1ユニットとなりました。日中サービス支援型グループホームの開設を検討している事業者が2者おり、うち1件は開設相談に至っています。
相談支援	共通	市全体で障がい者支援センター含む相談支援事業所連絡会を年3回開催し、グループワーク等で情報共有、連携を図りました。また地域ごとにも計画相談の事業所やグループホーム等の連絡会を開催し課題を共有しています。
	計画相談支援	特定相談支援事業所を増やしていくために、障がい分野の事業所や高齢者や医療関係等他の分野の事業所へ周知活動をしました。
	地域移行支援・地域定着支援	市内の各病院を訪問し、地域移行にむけた課題を話し合い、各病院の地域移行の取組を共有しました。

【地域生活支援事業】

サービス名称	事業名等	2023年度 実 施 状 況
理解促進研修・啓発事業		・8月25日に町田市職員を対象に障害平等研修を実施しました。 ・12月2日に社会福祉法人 日本介助犬協会を講師として、障がい理解促進啓発事業「介助犬を知っていますか？」を開催しました。 ・障害者週間（12月4日から8日まで）にあわせて市庁舎1階イベントスタジオで市内の障がい福祉施設で制作された絵画や陶芸品などを展示する「みんな笑顔の展覧会」を開催しました。 ・11月9日から12月13日まで、移動図書館「そよかぜ号」にて障がいに関する図書展示特集を実施しました。 ・1月31日から2月14日まで、町田市全職員（会計年度任用職員・学校含む）を対象として、障がい理解に関するe-ラーニングを実施しました。
自発的活動支援事業		家族会による電話・面接相談、必要時の訪問・同行支援、研修に対して補助を実施しました。
相談支援事業	障害者相談支援事業	障がい者支援センターの特定業務や連携強化のために合同研修を8回開催しました。特定相談支援事業所と障がい者支援センターの合同研修では、グループワークによる意見交換を通じ連携を図りました。
	基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センターとして障がい者虐待、差別解消に関する相談へ対応をしました。
成年後見制度利用支援事業		成年後見制度中核機関を始めとした各関係機関窓口での相談受付、申立支援を継続して実施しました。また、制度周知のための講演会を開催しました。
		利用者のニーズに応じて必要なサービス提供を行いました。
成年後見制度法人後見支援事業		補助金交付等の支援を継続して実施しました。
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	障がい福祉課窓口において、平日の開庁時間に手話通訳が可能な者を常設し、障がい福祉課窓口だけでなく他課の窓口における聴覚障がい者の意思疎通を支援しました。
	手話通訳者派遣事業	手話通訳者派遣依頼があったもののうち、事業者等に意思疎通に関する合理的配慮義務があるものについて、事業者側での手話通訳者の設置を要請するとともに、内容によって筆談やUDトークについても情報保障の手段となる旨を案内しました。
手話奉仕員養成研修事業		市内の各病院を訪問し、地域移行にむけた課題を話し合い、各病院の地域移行の取組を共有しました。
		手話奉仕員養成講座に職員を派遣し、町田市の福祉制度・手話通訳者及び要約筆記者派遣制度について講義を行いました。
日常生活用具給付等事業		南多摩5市との連絡会で情報共有を図り、用具の品目や基準額についてニーズを考慮し見直しをはかり、引き続き継続しています。
移動支援事業		コロナ後利用が増えています。引き続き事業内容を検討していきます。
地域活動支援センター機能強化事業		活動に障がい者支援センター職員も参加して、情報共有したり、プログラムを利用者と共に考え充実をはかっています。
福祉ホーム		市内事業所1箇所に補助事業を実施しました。
訪問入浴サービス		自宅で入浴が困難な方へ訪問入浴サービスを行っています。
緊急一時保護		身体障がい・知的障がい・重度心身障がいの3施設で緊急一時保護を実施いたしました。引き続き活用方法を検討していきます。

スポーツ・レクリエーション 教室開催等		障がい児スポーツ教室を実施しました。（サン町田旭体育館33回、町田市子ども発達センタープール30回） 障がい児者水泳教室を実施しました。（2日間） 障がい者スポーツ大会を実施しました。（11月3日）
自動車運転免許取得・改 造助成		自動車運転免許取得助成6件、改造費助成3件を実施いたしました。引き続き、町田市ホームページや、障がい 者サービスガイドブック等により制度の周知を図っていきます。
知的障害者職親委託		知的障がいのある人が住み慣れた場所で今後も生活できるよう、関係機関と連携し、事業を継続しています。

キーワード	グループワークで出た意見
①グループホームについて	・ GHで暮らす青年たちが世話人と上手くいかない、就労が厳しい、賃金が少ない、話せる人がいない等の理由で卒業した学校の先生が相談にのっているケースがある。 ・ GHの数と世話人の数が少ないという問題がある。 ・ GHの支援の質に差が生じている。全体としての支援力向上が必要。 ・ それぞれのGHの取り組み等の情報を得る手段がないので情報共有できる仕組みがあったら良い。 ・ 重度化、高齢化、肢体不自由の方のためのGHが少ない。
②「つながり」について	・ 地域移行後の医療機関への通院が難しい。医療機関や社会コミュニティとの接点においては、住まいの確保とは別に、移動手段の課題があり、交通機関との連携を深める必要がある。 ・ 社会資源の存在がまとまっている情報が少なく、医療助成制度や手当などの情報収集に苦労する。利用できるサービスや情報を「つながり人」の存在が大事。そのようなコーディネーター制度が必要。 ・ 医療機関と福祉分野の事業者がともに地域課題を認識する場が必要。
③青年学級について	・ 重度の方よりグレーゾーンの方の支援が薄いと感じる。 ・ 以前は障がい者の方同士が話をする場だったが、最近は重度の方の預けの場になっている。働いている方や発達障がいの方が人数制限で参加できないのは残念。 ・ 重度の方のためのプログラムを用意し選べるようにしてほしい。
④人材不足について	・ ケアマネジャーが少ないため「地域の障がい福祉の現状や家族の状況も知っていて支援ができる」人材が必要。 ・ 同行援護をはじめとした福祉人材が不足している現状がある。さらに支援者の高齢化も相まって、移動支援の課題はより切実度が増している。 ・ 支援の担い手としてボランティアの存在もあるが、その確保においては「責任」の及ぶ範囲によって担い手の意欲も変わってくると思う。 ・ 学生は、将来「生活ができるか」、「貯蓄ができるか」などを見て就職先を選ぶ。障がいのみならず高齢、児童など様々な分野に関心を持っており求人内容をよく見ている。
⑤その他	・ ハローワークでは働いていて辛い人のサポートもできる。差別に関することで介入することもあるので、労働基準監督署に行く前に相談してほしい。 ・ 重度の障がいがある子をもつ親は最後まで一緒にいたいと思っている。 ・ 相談支援事業所は、相談にのるだけでなく、ソーシャルワークの力が必要。 ・ 知的障がいがある人は、給料が少ないことや職場での人間関係が難しいという話を聞く。

町田市障がい者プラン21-26（後期計画）

重点施策 2024年度中間報告

町田市障がい者プラン21-26後期計画「第2章 町田市がとりくむこと」の「分野別の課題と施策」では、11の分野で「重点施策（実行プラン）」を定めています。この資料では、全18事業の2024年度中間報告をまとめています。

<中間報告まとめ>

ページ	事業
P2	1 小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催
P3	2 障がいがある人の生涯学習機会の充実
P4	3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
P5	4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携
P6	5 グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみ及び基盤整備の実施
P7	6 重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針の策定
P8	7 障がい者雇用の促進に関するとりくみ
P9	8 （仮称）ワークサポートルームの設置と雇用の拡大
P10	9 相談支援体制の強化
P11	10 課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援
P12	11 短期入所事業所の基盤整備
P13	12 医療機関に対する障害者差別解消法及び町田市条例の周知
P14	13 聴覚障がいの理解及び手話の普及促進
P15	14 市からの情報発信のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
P16	15 避難体制の充実
P17	16 障がい者差別解消の推進に向けた会議体制の整備
P18	17 行政窓口における意思疎通の環境整備
P19	18 障がい福祉人材の確保方策

重点施策 1	障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。	計画冊子 26ページ
事業名	小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催	
所管課	スポーツ振興課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、新型コロナウイルスの影響によりパラバドミントン体験教室を開催できない期間がありましたが、3か年で約3,000人の小学生に参加していただきました。後期計画では、パラバドミントン体験教室等の参加人数を増やし、より一層の参加機会の拡大をはかり、障がい者スポーツの普及啓発や障がいへの理解促進につなげます。	
事業概要	市内の小学校で、障がい者スポーツの体験教室をおこないます。特に、パラバドミントン体験教室では、日本パラバドミントン連盟から選手等を招き、競技用車いすの操作体験や、選手に対する質疑応答をとおして、障がいへの理解促進をはかります。また、選手のプレー見学や交流をとおして、競技の魅力を知ってもらい、障がい者スポーツの普及啓発をはかります。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
1,075人	1,200人	1,200人	1,200人

中間報告	
2024年度の取組状況 (6月末時点)	パラバドミントン体験会を成瀬中央小学校、町田第三小学校、南第三小学校、町田第五小学校、本町田小学校の計5校で344名に対して実施しました。2024年度からは、より多くのことを体験し、障がい者スポーツへの理解を深めてもらうことを目的に、希望する学校については1クラス2時間で実施しました。
2024年7月～2025年3月の取組内容・スケジュール	2024年7月以降についても、学校側に1クラス2時間実施が出来る旨を伝えた上で、夏休み明けの9月以降からより多くの希望する学校が実施できるよう調整する予定です。

重点施策 2	障がいがある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。	計画冊子 27ページ
事業名	障がいがある人の生涯学習機会の充実	
所管課	生涯学習センター	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、「障がいがある人の学習成果を発表する場の充実」として、これまでとりくんできた障がい者青年学級事業（主に知的障がいがある人を対象）に加えて、障がいに応じた学習講座として、2021年度は聴覚障がい、2022年度は視覚障がい、2023年度は身体障がいに関する講座を開催しました。障がいの有無にかかわらず、グループごとに意見交換や発表を活発に行ったことで、講座終了後もサークルの設立等により参加者同士のつながりが保たれています。後期計画では、「障がいがある人の生涯学習機会の充実」として、障がい者青年学級事業に焦点を当て、より多くの障がいがある人が学び続けられるよう、事業の見直しをおこない、新しい仕組みづくりにとりくみます。	
事業概要	障がい者青年学級事業を継続し、より多くの方に届くようにするため、新たな仕組みを検討し、事業を再構築します。なお、「町田市生涯学習センター運営見直し実行計画」及び「町田市教育プラン24-28」に基づき、本施策にとりくみます。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
障がい当事者の方やその方に関わる支援者、関係機関等に対する意見聴取の実施	障がい者青年学級事業がより多くの方に届くとともに持続できる仕組みへの再構築に向けた検討	障がい者青年学級事業がより多くの方に届くとともに持続できる仕組みへの再構築に向けた検討	再構築した仕組みの担い手の検討 ※2028年度実施予定

中間報告	
2024年度の取組状況（6月末時点）	・改修工事に伴う生涯学習センターの休館中（2024年10月～2025年12月予定）においても、障がい者青年学級事業を安全に継続して実施できるように、活動場所や活動日数、支援スタッフ体制などの調整を行い、2024年度の事業計画（年間スケジュール）を作成しました。 ・学級生及びその親族等に対して事業の現況や今後の見通しなどを伝えるための個別面談を2024年度に行う予定です。個別面談実施にあたり、面談時の配慮事項を調査するなどの準備を行いました。
2024年7月～2025年3月の取組内容・スケジュール	・障がい者の生涯学習支援事業に関して、他市の状況調査を実施する予定です。また、その調査結果を踏まえて、事業の実施要項案の検討・作成や、関連するスポット事業の検討を行う予定です。 ・事業をより安全に実施するため、リスク要因を抽出し再確認するとともに、支援スタッフの役割を整理する予定です。

重点施策 3	地域生活支援拠点等の整備及び充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。	計画冊子 33ページ
事業名	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	
所管課	障がい福祉課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、地域生活支援拠点等の整備に向けて「町田市地域生活支援拠点事業実施要領」を策定し、7事業所を地域生活支援拠点として指定しました。また、町田市障がい者施策推進協議会・相談支援部会において、緊急時の支援機関の連携や役割について議論し、緊急対応するための個別対応シートのひな形を作成しました。後期計画では、指定事業所数を増やし、より一層の拠点機能の充実をはかります。	
事業概要	地域生活支援拠点等について、①各地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備をおこないます。また、②地域生活支援拠点等の機能について、町田市障がい者施策推進協議会において年1回以上、運用状況の検証・検討をおこないます。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
①拠点機能の充実 ②年1回以上	①拠点機能の充実 ②年1回以上	①拠点機能の充実 ②年1回以上	①拠点機能の充実 ②年1回以上

中間報告	
2024年度の取組状況 (6月末時点)	地域生活支援拠点等に指定した相談支援事業所（8事業所）を対象に、地域生活支援拠点等連絡会を開催に向け準備を行いました。報酬改定による加算の変更部分の確認を行うとともに、地域体制強化共同支援加算に係る会議の開催について、事例を示しながら説明を行い、取り組みを促します。
2024年7月～2025年3月の取組内容・スケジュール	地域生活支援拠点等に指定した相談支援事業所（8事業所）を対象に、地域生活支援拠点等連絡会を7月に開催予定です。 地域生活支援拠点等の対象事業者を相談支援事業所以外にも広げ、面的整備を充実させていきます。短期入所事業所向けの説明会を開催予定です。

重点施策 4	保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。	計画冊子 34ページ
事業名	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携	
所管課	障がい福祉課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、町田市地域精神保健福祉連絡協議会の専門部会として「障がい福祉部会」と「保健所部会」を設置し、協議する体制を整備したほか、病院への訪問を通じて退院支援のとりくみ等を確認し、病院、相談支援事業所、訪問看護事業所等の精神障がいに関わる事業者による課題共有や意見交換をおこないました。後期計画では、引き続き病院と地域の支援者との連携を強化し、精神障がいがある人の地域生活を支える基盤整備をおこないます。	
事業概要	精神障がいがある人が安心して地域で生活できるよう、保健・医療・福祉関係者等が定期的に連携できるネットワーク会議を開催します。 会議において、長期入院者が地域で安心して生活できるような基盤整備に向けた協議を計画的に実施していきます。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
協議の実施 年2回	協議の実施 年2回	協議の実施 年2回	協議の実施 年2回

中間報告	
2024年度の取組状況 (6月末時点)	2023年度から保健所と障がい福祉課で専門部会を開催することとなりました。2024年10月31日と2025年1月27日に開催する協議会に向けて保健所と打ち合わせを行っています。
2024年7月～2025年3月の取組内容・スケジュール	2024年10月31日と2025年1月27日に「精神疾患を抱える方が地域で安心して生活するために」というテーマで協議会を開催予定です。10月31日に行われる専門部会では、地域生活を行う精神障がい者に対して、計画相談と障がい者支援センターからの事例を通して、各機関の役割や前回の事例提供者の訪問看護との連携について理解を深めていく予定です。

重点施策 5	グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみをおこなうとともに、特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。	計画冊子 35ページ
事業名	グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみ及び基盤整備の実施	
所管課	障がい福祉課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方について会議の実施や施設訪問等をおこなった結果、人材不足の課題が特に深刻であることがわかり、さらに調査・検討が必要となりました。後期計画では、計画的に施設を訪問し、当事者のニーズ把握や人材不足などのグループホームの運営課題等の事例収集を丁寧におこない、施策の立案・実施につなげていきます。	
事業概要	グループホームの支援の質の向上をはかるため、市内のグループホームを訪問し、運営状況の確認をおこないます。また、引き続き、重度重複障がい者向けのグループホームの支援や計画的な整備について検討をおこない、施策を実施します。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
—	①訪問件数:5施設 ②施策の検討	①訪問件数:5施設 ②施策の検討・策定	①訪問件数:5施設 ②施策に基づいた実施

中間報告	
2024年度の取組状況 (6月末時点)	重度の障がい者を受け入れることを条件とする市の基準を定めた2022年10月以降に新設した市内のグループホームを、計画相談支援事業所と他法人グループホーム事業者、障がい福祉課で訪問して、それぞれの事業所の取り組みの好事例や運営状況の課題等を収集し、施策の実施につなげていくことを検討しました。
2024年7月～2025年3月の取組内容・スケジュール	グループホームの支援の質の向上をはかるため、市内グループホーム5施設を訪問するとともに、課題に応じた施策の検討を行います。

重点施策 6	市内には、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。	計画冊子 42ページ
事業名	重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針の策定	
所管課	障がい福祉課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、「既存の事業所の活用による、重い障がいがある人の日中活動の場の確保方策」として、重い障がいがある人を受け入れている生活介護事業所の支援の工夫などの好事例集を作成しました。市内事業所に好事例集を配布するとともに、事業所支援のあり方の検討をおこないました。後期計画では、検討を踏まえ、重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針を策定し、日中活動の場の確保のためのとりくみを着実にすすめていきます。	
事業概要	重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所を計画的に整備していくための整備方針を策定します。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
—	調査・検討	整備方針の策定	方針に基づいた施策の実施

中間報告	
2024年度の取組状況 (6月末時点)	重い障がいがある人の生活介護事業所の利用状況や受け入れる生活介護事業所の現状把握のため、調査対象や調査内容について検討を行いました。
2024年7月～2025年3月の取組内容・スケジュール	重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の現状と整備していくための調査を行っていきます。

重点施策 7	市内の企業や公的機関に対して、障がい者雇用や障がい理解を促進するための働きかけをおこない、障がいがある人が身近な地域で働くことができる環境をととのえます。	計画冊子 43ページ
事業名	障がい者雇用の促進に関するとりくみ	
所管課	障がい福祉課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、障がいがある人の就労に関する実態調査を実施しました。調査結果をまとめた報告書及び企業での障がい者雇用のとりくみをまとめたパンフレットを作成し、企業へ配布するなど活用につとめました。後期計画では、ハローワーク等の関係機関と連携し、障がい者雇用率未達成の企業に直接訪問します。訪問では、前期計画の調査結果を活用し、障がい者雇用を丁寧に啓発することで、雇用促進に向けたとりくみを着実にすすめます。	
事業概要	障がい者雇用率未達成の市内企業を中心に訪問し、障がいがある人の就労に関する実態調査の結果やパンフレット等を活用して、障がい者雇用の啓発活動をおこないます。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
—	企業訪問：5か所	企業訪問：5か所	企業訪問：5か所

中間報告	
2024年度の取組状況 (6月末時点)	2024年度の訪問先について、市内の社会福祉法人から業種や昨年度の障がい者雇用の状況を踏まえ、訪問先の候補を抽出しました。また、企業訪問にあたって、訪問前に回答いただく調査票の検討を行いました。
2024年7月～2025年3月の取組内容・スケジュール	8月～2025年1月の間に事前のアポイントや調査票の回答を回収したうえで、企業訪問を行います。訪問を通じて、障がい者雇用の啓発を丁寧に行い、雇用促進に向けた取組を進めていきます。

重点施策 8	2021年度から開始した「町田市職員障がい者活躍推進計画」に基づき、法定雇用率の達成を目指します。あわせて、障がいがある職員が安心して働き続けられるよう、職場の環境づくり、障がい理解や相談体制の充実等をはかります。	計画冊子 44ページ
事業名	(仮称) ワークサポートルームの設置と雇用の拡大	
所管課	職員課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	後期計画から新たに重点施策として掲げる事業です。法定雇用率の達成に向けて、市役所の障がい者雇用の拡大にとりくんでいきます。	
事業概要	市役所の障がい者雇用は、障がい者を対象とした正規職員のほか、主に郵送業務を担当するチャレンジ雇用職員、各部署の事務補助を担う会計年度任用職員の採用を実施しています。今後も多様な働き方を検討するとともに、各課から請け負った軽作業等を集約した(仮称)ワークサポートルームの新設など、新たな配置先の拡大をはかり、採用者数の増加を目指します。また、障がいがある職員が安心して働くことができるような環境づくりにとりくみ、職場への定着を目指します。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
①障がい者雇用率2.32% ②(仮称)ワークサポートルーム未設置 ③採用後1年以内の離職者数0人(障がい者採用)	①法定雇用率の達成 ②(仮称)ワークサポートルーム設置準備 ③採用後1年以内の離職者数0人(障がい者採用)	①法定雇用率の達成 ②(仮称)ワークサポートルーム設置・運用開始 ③採用後1年以内の離職者数0人(障がい者採用)	①法定雇用率の達成 ②(仮称)ワークサポートルーム運営体制の評価と見直し ③採用後1年以内の離職者数0人(障がい者採用)

中間報告	
2024年度の取組状況 (6月末時点)	①2024年4月に、障がいのある職員を、常勤職員と会計年度任用職員合わせて7名採用しました。引き続き雇用拡大を目指します。 ②ワークサポートルームの設置に向けて、人員体制の確保、業務内容や従事場所等の調整ができたため、予定を前倒して10月1日の開設を目標に職員募集を開始予定です。 ③2023年度の採用後1年以内の離職者数は0人でした。相談体制の充実や障がい者理解に関する研修の実施により、定着支援に努めます。
2024年7月～2025年3月の取組内容・スケジュール	①2024年6月1日を基準日として、町田市の障がい者雇用率を算定します。秋頃の公表を予定しています。チャレンジ雇用※1の会計年度任用職員の募集を7月に行う予定です。 ②運営体制の参考にするため、7月以降、いくつかの他自治体の先行事例を視察します。10月1日の開設を目指し、7月から9月にかけて会計年度任用職員の募集や採用試験を行います。 ③職員向けの障がい者雇用に関する研修や手話入門研修を実施し、理解促進を図ります。また、当事者職員によるオフサイトミーティング※2を実施するなど、定着に関するとりくみを実施します。 ※1チャレンジ雇用…障がいがある人が一般就労へ向けた経験を積むため、国・都道府県・区市町村などの行政機関や公立学校において、期限を定めて雇用する形態です。 ※2オフサイトミーティング…日頃業務を行う職場から離れた場所で、立場や肩書きにとらわれずに自由に行う話し合いのことです。話し合いに集中できる環境で、新たな発想の獲得や組織の活性化を目指して取り入れる会議手法です。

重点施策 9	障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。	計画冊子 50ページ
事業名	相談支援体制の強化	
所管課	障がい福祉課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、障がい者支援センター及び市内相談支援事業所を対象に、講習会や連絡会等を開催し、活発に情報交換・事例検討をおこないました。さまざまな障がい種別の相談事例を共有できたことで、各事業所の相談の幅を広げるとともに、支援力の向上につながりました。後期計画では、引き続き講習会や連絡会等のさらなる内容充実にとりくみます。	
事業概要	町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核としながら、市と民間相談支援事業者の3者が協働して研修・連絡会を開催し、総合的に問題解決ができる、切れ目のない支援のための相談支援体制の強化をはかります。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回	地域で相談支援専門員が支援について相談や検討することができる場（連絡会等）の開催	地域で相談支援専門員が支援について相談や検討することができる場（連絡会等）の開催	地域で相談支援専門員が支援について相談や検討することができる場（連絡会等）の開催

中間報告	
2024年度の取組状況 (6月末時点)	2024年度第1回相談支援事業所連絡会を6月にリモートで開催しました。報酬改定の説明と研修会で相談支援の基本を再度確認し、グループワークを交えて学習しました。
2024年7月～2025年3月の取組内容・スケジュール	第2回・第3回は2024年10月と2025年1月頃開催予定で、市と障がい者支援センターと主任相談支援専門員の協働で企画していきます。

重点施策 10	課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。	計画冊子 51ページ
事業名	課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援	
所管課	障がい福祉課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、2022年度に愛の手帳、2023年度に身体障害者手帳をもつ19歳から64歳までの方で、孤立している恐れがある障がいがある人・家族を対象に、アンケート調査並びに電話調査及び訪問調査を実施しました。さらに、調査結果をまとめデータベースを作成しました。また、状況に応じて障害福祉サービス等を紹介し、障がい者支援センター等が継続的な関わりができるように支援しました。後期計画では、引き続き相談支援とモニタリング等を実施します。2026年度は愛の手帳をもつ19歳から64歳の方を対象に実態調査を実施し、データベースの更新を行い、障がい者支援センターをはじめとした関係機関による相談支援や見守りに活用します。	
事業概要	障害福祉サービス等を活用していない利用者の生活実態を把握し、問題を抱えつつも、相談先がわからず孤立を深めている家庭に対して、基幹相談支援センター（障がい福祉課）・障がい者支援センターや、地域福祉コーディネーター、その他関係機関が連携して、相談支援活動などをおこなう事業です。この事業を展開することで、障がいがある人の「親なき後（養護者や生計を支えてきた家庭が不在となった後）」を見据えた相談支援体制の強化を目指します。事業の展開にあたっては、①対象となる障がいがある人・家庭の実態調査とモニタリング調査、②個別訪問を含めた相談支援といったとりくみを、段階的・継続的におこなってまいります。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
①調査の実施 ②訪問・相談支援の実施	①調査の実施 ②訪問・相談支援の実施	①調査の実施 ②訪問・相談支援の実施	①調査の実施 ②訪問・相談支援の実施

中間報告	
2024年度の取組状況 (6月末時点)	2022・2023年度の対象になった孤立障がい者・家族に対して継続支援（電話・訪問）を実施しました。更に2024年度の調査対象者、調査方法、調査項目などについての検討会議を実施しました。
2024年7月～2025年3月の取組内容・スケジュール	2022・2023年度に行った孤立障がい者に対して継続支援（電話・訪問）を実施します。 また、新たな調査対象者を明確にし、電話調査や訪問調査を実施する予定です。

重点施策 11	障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアをおこなう事業所の基盤整備等に引き続きとりくんでいきます。	計画冊子 56ページ
事業名	短期入所事業所の基盤整備	
所管課	障がい福祉課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、既存の短期入所事業所にヒアリング調査を実施したほか、市内の短期入所利用者数や内訳、稼働状況などの現状を確認しました。結果を踏まえ、町田市ホームページで短期入所のニーズが高いことを伝え、グループホームの開設相談において、短期入所の併設を促してきました。後期計画では、引き続き短期入所事業所の基盤整備にとりくんでいきます。	
事業概要	短期入所は、自宅で介護する家族が病気の場合や、自立生活に向けた体験をする場合などに、施設等に短期間入所し、支援を受けるサービスです。第5期計画※期間中に短期入所事業所は増加していますが、地域によって事業所の数に偏りがある、重度の障がいがある人が利用できる事業所が少ないなどの課題があり、全ての人が短期入所を利用しやすい状況にはなっていません。より利用しやすいサービス基盤が整備されることを目標に、①地域ごとの利用状況やニーズの分析、②地域ニーズを踏まえた開設促進にとりくみます。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実施・検証	実施	実施	実施・検証

中間報告	
2024年度の取組状況 (6月末時点)	短期入所事業所の利用実績について把握するとともに、グループホームの開設相談では地域ニーズを踏まえた短期入所の併設を促しました。
2024年7月～2025年3月の取組内容・スケジュール	引き続き、グループホーム開設相談時に、短期入所の併設を促します。

重点施策 12	障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法及び町田市条例の周知などをおこない、合理的な配慮などの協力を求めます。	計画冊子 60ページ
事業名	医療機関に対する障害者差別解消法及び町田市条例の周知	
所管課	障がい福祉課・保健総務課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、診療所、助産所、施術所に対し、厚生労働省「平成29年障害者総合福祉推進事業」の一環として発行されたパンフレット「医療機関における障害者への合理的配慮事例集」を活用し、合理的な配慮への理解を求めてきました。後期計画では、障害者差別解消法に加えて、2024年に制定した町田市の障がい者差別解消に関する条例を周知し、障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、障がい理解を求めています。	
事業概要	医療機関の新規開設や変更等に伴う立入検査の機会を利用し、配布物等を活用した障害者差別解消法及び町田市条例の周知や合理的な配慮への理解を求めています。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実施	実施	実施	実施・検証

中間報告	
2024年度の取組状況 (6月末時点)	診療所14件、施術所8件の医療従事者に対し、町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例概要版を活用し、障害者差別解消法及び町田市条例の周知を図ると共に、合理的配慮への理解を求めました。
2024年7月～2025年3月の取組内容・スケジュール	- 引き続き医療機関の新規開設や変更等に伴う立入検査の機会を利用し、配布物等を活用した障害者差別解消法及び町田市条例の周知や合理的な配慮への理解を求めています。 2024年度は条例の施行年にあたるため、11月下旬から12月頃に、市内全医療機関に対し、町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例概要版を送付し、条例周知を図ります。

重点施策 13	聴覚障がいがある人や音声または言語機能障がいがある人が、さまざまな場所で必要な情報が得られコミュニケーションをとりやすくなるよう、手話奉仕員や手話通訳者の育成をおこないます。	計画冊子 63ページ
事業名	聴覚障がいの理解及び手話の普及促進	
所管課	障がい福祉課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、手話通訳者の設置範囲の拡大にとりくむこととしていましたが、設置範囲が多岐にわたるのに対し、手話通訳者の人数には限りがあるため、手話通訳者の各機関での常駐は困難だという現状を確認しました。今後、聴覚障がいがある人へのボランティアや手話通訳者を着実に増やしていく必要があることから、後期計画では、手話講習会における聴覚障がいの理解を深めるとりくみを通じて、聴覚障がいがある人へのボランティアや手話通訳者の確保・育成をはかります。	
事業概要	聴覚障がいがある人や音声または言語機能障がいがある人の意思疎通の手段である手話の講習会を実施します。 実施を通じて、聴覚障がいの理解を深めること、地域へのボランティア活動に繋げること及び町田市の登録手話通訳者として活躍することができる人材を育成します。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
①ボランティア養成コースの修了率82% ②手話通訳者登録試験の合格者2人	①82%以上 ②2人以上	①82%以上 ②2人以上	①82%以上 ②2人以上

※現状値については、2020年度から2022年度までの3か年の平均値としています。

中間報告	
2024年度の取組状況 (6月末時点)	2024年度の手話ボランティア養成コースについて、第一段階の入門クラスの総定員50人に対して、受講者72人、第二段階の基礎クラスの総定員50人に対して、62人の受講生を受け入れました。
2024年7月～2025年3月の取組内容・スケジュール	手話通訳者登録試験の合格者を増やすことを目的として、「町田市手話講習会ガイドライン」を2022年度に改定しました。 この改定したガイドラインについて、2025年度から手話通訳者養成コースに適用することから、開講に向けた準備を進めます。

重点施策 14	発行物の作成や情報提供をおこなう際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、知的障がい等も含め障がいがある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。	計画冊子 64ページ
事業名	市からの情報発信のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	
所管課	福祉総務課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、情報発信のバリアフリー、ユニバーサルデザインに関する職員への研修等をおこない、研修内容を採り入れたとりくみが実施されるなど、職員の情報バリアフリーに対する意識の向上が見られました。後期計画では、デジタル化による最新のツールやとりくみを含んだ「情報バリアフリーハンドブック」を改訂し、引き続き職員への周知をおこなうとともに、情報発信をおこなう事業者等に対する周知啓発にとりくんでいきます	
事業概要	だれもが必要なときに最適な手段で必要な情報を入手し、充実した生活を営むことができるよう、①市から発信する印刷物等について、情報のバリアフリーとユニバーサルデザインを推進するよう職員へ周知をはかります。また、②情報発信をおこなう事業者等に市の情報発信のバリアフリーとユニバーサルデザインのとりくみを広く知ってもらえるよう検討をすすめます。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
①職員への周知を促進 ②情報バリアフリーハンドブック改訂（骨子案の作成）	①職員への周知を促進 ②情報バリアフリーハンドブック改訂	①職員への周知を促進 ②情報バリアフリーハンドブックを活用した事業者等への周知啓発	①職員への周知を促進 ②情報バリアフリーハンドブックを活用した事業者等への周知啓発

中間報告	
2024年度の取組状況 （6月末時点）	・4月実施の新規採用職員研修において、障がいのある方や高齢者をはじめとするすべての人が必要な情報を得られるよう、情報バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点から、情報の発信方法について周知・啓発を行いました。 ・職員に対し、音声コード「Uni-Voice」を改めて周知し、積極的な活用をお願いしました。 ・町田商工会議所サービス業部会の協力を得て、情報バリアフリーハンドブック改訂に係るアンケートを実施し、ハンドブック掲載予定の内容と今後の啓発方法について10事業者からご意見をいただきました。
2024年7月～2025年3月の取組内容・スケジュール	・9月に情報バリアフリーハンドブック（素案）についての市民意見募集を実施し、3月完成を予定しています。 ・1月頃に職員を対象とした、音声コード「Uni-Voice」活用研修を予定しています。

重点施策 15	障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアをおこなえるようにとりくみます。	計画冊子 69ページ
事業名	避難体制の充実	
所管課	防災課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、「町田市風水害時避難施設開設・運営モデルマニュアル」や「町田市避難施設感染症防止対策マニュアル」、要配慮者の滞在スペースについて定めた「避難施設データベース」の見直しをおこなうとともに、避難施設を開設する職員に周知しました。後期計画では、障がいがある人の避難先の充実をはかり、新たに避難施設の確保にとりくみます。	
事業概要	障がいがある人については、災害時における避難や一般の避難施設で過ごすことに困難が伴うことがあるとの課題が指摘されています。また、個別避難計画の作成においても避難先の充実が求められています。障がいがある人にとっても避難しやすい避難施設の充実にとりくみます。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
避難施設の要件検討	候補となる避難施設の検討	候補となる避難施設との調整	避難施設の確保

中間報告	
2024年度の取組状況 (6月末時点)	要配慮者や障がいがある方々が安心して安全に避難生活を送れるように避難施設の候補施設を検討しています。
2024年7月～2025年3月の取組内容・スケジュール	・ 検討範囲を既存施設のみならず、（仮称）町田木曽山崎パラアリーナなど、新規で建築する施設も対象に検討します。 ・ 避難施設の開設・運営方法などを調整していくうえで、施設の仕様や施工スケジュールなど、設置に向けた進捗状況を施設所管部署に確認するとともに、個別避難計画の作成においても避難先の充実が求められていることから、関連する部署から個別避難計画の検討状況等の情報収集を行う予定です。

重点施策 16	障がいを理由とする差別の解消を目的とした新たな会議体を設置します。	計画冊子 74ページ
事業名	障がい者差別解消の推進に向けた会議体制の整備	
所管課	障がい福祉課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、障がいがある人への理解促進と差別解消の推進を目的とした「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」を制定しました。後期計画では、市・障がい関係者・関係機関等で構成された新たな会議体を設置することで、障がいの理解促進と差別解消に向けたとりくみをさらにすすめていきます。	
事業概要	障がい理解を促進するため、市・障がい関係者・関係機関等で構成する（仮称）障がい者差別解消支援協議会を設置し、障がい理解を深めるとりくみの協議を計画的に実施するとともに、協働による講演会や研修の開催など啓発活動をおこないます。あわせて、町田市障がい者施策推進協議会とも情報共有をはかります。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
協議の場の検討	会議体の設置 協議の実施 年1回	協議の実施 年2回	協議の実施 年2回

中間報告	
2024年度の取組状況 (6月末時点)	障がいを理由とする差別の解消を目的とした会議を実施するにあたり、会議体の設置形態について検討しました。
2024年7月～2025年3月の取組内容・スケジュール	障がいを理由とする差別の解消を目的とした会議を実施し、障がいの理解促進と差別解消に向けた取組を実施していきます。

重点施策 17	障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、適切な配慮と支援をおこないます。	計画冊子 77ページ
事業名	行政窓口における意思疎通の環境整備	
所管課	障がい福祉課	
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、市役所の他部署窓口に対して、2021年度に221件、2022年度に181件の手話通訳者の派遣をおこないました。しかし、聴覚障がいがある人が訪れる頻度の高い窓口からの依頼が多く、訪れる頻度の低い窓口では筆談で対応し、手話通訳者派遣が活用されていない可能性があることから、後期計画では、庁内部署への手話通訳者派遣制度の周知をはかります。	
事業概要	聴覚障がいがある人が市役所で行政手続きをする場合に、障がい福祉課から他部署の窓口到手話通訳者を派遣し、意思疎通を支援します。また、他部署窓口到手話通訳者が派遣可能である旨の周知をはかります。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
市役所の他部署の窓口15課に手話通訳者を派遣	市役所の他部署の窓口15課に手話通訳者を派遣	市役所の他部署の窓口15課に手話通訳者を派遣	市役所の他部署の窓口15課に手話通訳者を派遣

※現状値については、2020年度から2022年度までの3か年の平均値としています。

中間報告	
2024年度の取組状況 (6月末時点)	2024年4月～6月において、市役所内の4課の窓口到手話通訳者を派遣しました。
2024年7月～2025年3月の取組内容・スケジュール	障がい福祉課から、他部署窓口到手話通訳者が派遣可能である旨の周知をはかります。

重点施策 18	市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につなぐ るとりくみをおこないます。	計画冊子 80ページ
事業名	障がい福祉人材の確保方策	
所管課	障がい福祉課	
前期計画を 踏まえた後 期計画での とりくみ	前期計画では、社会福祉協議会や事業所等と共催で福祉のしごと相談・面接会を開催 するなどの人材確保のとりくみをおこなってきました。しかし、依然として慢性的な 人材不足は解決していません。若者に障がい福祉の分野に関心をもってもらえるよう 働きかけをおこなうことが重要だと考え、後期計画では、児童・生徒・大学生等に対 して障がい福祉に関する仕事の魅力を伝え、将来的な人材確保を目指していきます。 あわせて、引き続き人材確保に向けた国や都への働きかけをおこないます。	
事業概要	児童・生徒に対し、障がい福祉に関する仕事の大切さと魅力を伝え、興味・関心を持ってもら うことにより、将来的な人材確保をはかります。また、大学生等に対し、障がい福祉に関する 仕事の実習や体験の機会をつくり、障がい福祉の仕事の大切さと魅力を伝えることで、障がい 福祉分野への就職促進にとりくみます。	

現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
方策の策定	実施	実施	実施・検証

中間報告	
2024年度の 取組状況 (6月末時点)	町田市の福祉施設において仕事の体験の機会をつくり、大切さと魅力を伝える ことで、福祉分野への就職促進につなげることを目的として、市内の大学生・ 専門学生を対象に市内の障がい福祉施設及び高齢者施設への体験・見学ツアー の実施に向けて関係機関と調整しています。
2024年7月～2025年 3月の取組内容・ スケジュール	・7月下旬から9月上旬に市内の障がい福祉施設及び高齢者施設への体験・見学 ツアーを実施予定です。 ・8月に町田市社会福祉協議会と共催で「福祉のしごと相談・面接会」を実施予 定です。

町田市障がい者プラン21-26(後期計画)重点施策2024年度中間報告
 についての障がい者計画部会からの意見

NO	ページ	分野	事業名	所管課	意見の内容	意見に対する回答
1	6 ページ	2 暮らすこと	グループホーム の支援の質の向 上に向けたとりく み及び基盤整備 の実施	障がい福祉課	・重度障がいの方を受け入れると言っていた事業者でも、想定よりも重度だったから入れられないと断るケースがある。事業者へ、市が想定する重度障がいとはどのような程度なのかを明確に説明して、事業者の認識に齟齬がないようにしていただきたい。	・町田市ホームページでは、市内にグループホームの開設を検討している事業者向けに、町田市の現状や市内利用者のニーズ等を掲載しています。 ・具体的には「身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度・2度、精神障害者保健福祉手帳1級の人、車いすを利用している人、肢体不自由により食事・トイレ・入浴・移乗などに介助が必要な人、医療的ケアを必要とする人、強度行動障がいがある人」を支援できるグループホームが不足していることを伝え、定員の半数程度を上記の方を受け入れ可能かつ全利用者を町田市在住者とすることを目指す事業者者開設相談の対象としています。 ・その上で、開設相談の際には町田市が求めるグループホーム像を事業者にもあらためて伝え、重度障がいの認識に相違が無いよう努めていきます。
2	7 ページ	3 日中活動・働くこと	重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針の策定	障がい福祉課	・町田の丘学園の卒業生(重度や医療的ケアを要する方)の行き場がないという事態を避けるためにも、卒業生数と生活介護事業所の定員数の将来予測をしっかりと行う必要がある。	・重点施策6「重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針の策定」にて検討していきます。
3	9 ページ	3 日中活動・働くこと	(仮称)ワークサポートルームの設置と雇用の拡大	職員課	・2024年4月に採用した障がいがある職員は7名とのことだが、職員採用試験への申込者は何名いたか。また、2025年4月採用に向けたワークサポートルーム及びチャレンジ雇用の採用試験は実施する予定はあるか。	・2024年4月に採用した障がいがある職員7名の内訳は、5名が常勤職員、2名が会計年度任用職員です。常勤職員の申込者は78名、会計年度任用職員の申込者は23名でした。 2025年4月採用に向けたワークサポートルーム及びチャレンジ雇用の採用試験も実施予定です。
4	11 ページ	4 相談すること	課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援	障がい福祉課	・手帳を申請している時点で「孤立」ではないのではないか。福祉サービスにつながない潜在的な「孤立」も対象に検討してほしい。	・重層的な支援体制を作るために町田市社会福祉協議会で〇(まる)ごとサポートという取組を実施しています。ちょっとした相談から障害福祉サービス等につなげられるように連携していきたいと考えています。
5	11 ページ	4 相談すること	課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援	障がい福祉課	・2024年度取組状況(6月末時点)にて、「2022・2023年度の対象になった孤立障がい者・家族に対して継続支援(電話・訪問)を実施しました。」と記載があるが、継続支援の実施件数はどれほどか。 ・継続支援の支援内容はどのようなものか。	・2022・2023年度の調査で2024年度継続支援となっている方は33人です。 ・長年の在宅生活から通所に繋がったものの、通所が滞る方には、関係者で支援方法を検討したり、すぐの通所は難しくまずは移動支援からスタートした方の利用の状況を確認したり、障害年金の申請についての助言等を行いました。
6	15 ページ	7 情報アクセシビリティのこと	市からの情報発信のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	福祉総務課	・町田市におけるユニボイス(Uni-voice)の実績はどのようなものか。	・ユニボイスは視覚障がい者の方向けの音声読み上げアプリであり、「障がい者プラン21-26」をはじめとした各計画の冊子や、新型コロナウイルスワクチン接種や選挙の投票所入場整理券の案内に印字するなど、活用先が広がっています。

～ 2023年度 町田市における障がい者虐待相談の状況について ～

(2023年4月1日～2024年3月31日)

虐待通報を受けた件数 39件 うち虐待として認定した件数11件

※参考 2022年度：通報43件のうち虐待認定10件
2021年度：通報21件のうち虐待認定 4件

＜虐待の種別・種類等＞

□虐待の種別

	通報全体	虐待認定
養護者からの虐待	23	7
施設従事者からの虐待	16	4
使用者からの虐待	0	0
計	39	11

□虐待の種類（重複あり）

	通報全体	虐待認定
身体的虐待	19	7
心理的虐待	21	4
性的虐待	2	0
放棄・放任	5	1
経済的虐待	1	0

□被虐待者の障がい種別（重複あり）

	通報全体	虐待認定
身体障がい	7	3
知的障がい	22	5
精神障がい	14	3
発達障がい	1	0

□通報手段

	通報全体	虐待認定
電話	32	8
窓口	3	2
文書	4	1
計	39	11

＜虐待として認定された件の被虐待者の状況＞

年 齢	性別		障がい種別 (重複あり)				障害支援区分						虐待の 種別			虐待の種類					通報者	通 報 手 段	
	男	女	身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	軽 ⇒ 重						区分なし	養護者	施設従事者	使用者	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	放棄・放置			経済的虐待
							1	2	3	4	5	6											
50代		○			○								○	○			○					警察	文書
50代	○			○						○				○			○					事業所職員	電話
30代	○			○					○						○		○					施設長	電話
30代		○	○										○	○			○					警察	電話
20代	○		○									○		○			○					事業所職員	窓口

20代	○			○						○				○			○			事業所職員	窓口		
年齢	性別		障がい種別 (重複あり)				障害支援区分							虐待の種別			虐待の種類					通報者	通報手段
	男	女	身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	軽 ⇒ 重						区分なし	養護者	施設従事者	使用者	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	放棄・放置	経済的虐待		
							1	2	3	4	5	6											
20代	○		○										○			○		○			親族	電話	
30代	○			○						○					○			○		○	事業所職員	電話	
40代		○			○			○							○			○			事業所職員	電話	
30代		○		○					○						○			○			その他	電話	
30代		○			○					○					○			○			保健所	電話	
—	6	5	3	5	3	0	0	1	2	3	1	2	2	7	4	0	7	4	0	1	0	—	—

<通報内容と対応（概要）>

【施設従事者等による虐待】

★被虐待者 40歳代 女性 自立支援医療（精神通院） 共同生活援助・就労継続支援B型利用

★虐待者 50歳代 男性 就労継続支援B型 生活支援員

○通報内容（本人入居のGH→他自治体職員からの電話通報）

通所先の職員からプレゼントをもらうことやメールのやり取りが続き、交際を求められ怖くなった。その後作業所へ連絡、作業所の法人が調査を実施。メールのやり取りが本人から確認できたため虐待者と面談を実施したところ、自主退職した。

○対応・支援内容

通報を受けコア会議（障がい福祉課管理職・全係長職）を開催、通報時点で虐待者は退職が決定していたが、施設所在地自治体では虐待認定を行っていなかったため改めて調査することを決定。通報内容が事実であれば、施設従事者等による心理的虐待にあたる視点で虐待者の勤務先へヒアリングを実施。当事案を時系列でまとめたもの、本人から提供を受けたメールの内容を提出するよう指示するとともにまた通所先を訪問し、本人と面談を行った。

調査の結果、メールの頻度や内容、本人が拒否する意思表示があるにもかかわらず送り続けている状況から、相当な恐怖があったと判断できた。また、本人からの聴き取りの結果事実関係の確認が取れ、この件により心理的に不安定になったとの発言もあり、心理的虐待があったと認定し、事業所に対し改善計画書の提出を指示。

施設では全職員に対して虐待に関する各種研修の実施、及び本件についてはセクシャル

ハラスメントにも該当するためその観点からの周知啓発を実施。また、虐待者に居所が知られているため、当面送迎を実施。

【養護者による虐待】

- ★被虐待者 50歳代 愛の手帳2度 生活介護、居宅介護、短期入所利用
- ★虐待者 兄 50歳代 男性 自立支援医療（精神通院）利用歴あり
- ★家族状況 戸建て住宅に兄と2人暮らし（父死去、母施設入所中）

○生活介護事業所職員からの通報内容

来所した際に、足を引きずりながら来ていた。その日はお風呂に入る日であったので、一緒に入った際に、身体に痣を多数確認できた。兄に電話で確認したところ、体罰として、虐待をしてしまったと話している。

○対応・支援内容

通報を受けコア会議を開催、病院に同行した通報者に本人の様子を確認すること、本人の後見人が選任されたことにより関係者会議が開催予定のため、出席し本件についての市の役割等を確認することを決定。

関係者会議では現状として、昼は兄が持たせるカップ焼きそば、朝食と夕食は菓子パンなど、栄養面にも不安があること、ヘルパーが自宅の清掃等の支援を行っていたが、兄がキャンセルすることが多く、居宅の衛生面が悪化していること、兄が金銭管理をしているが、本人の年金が本人のために使われていないことが確認された。支援方針として、本人の通帳引き渡しを兄へお願いする。拒否した場合は再発行をすること、兄の病態等により本人に暴力が及ぶことが予見される場合は、一旦通所先を緊急避難・保護先とすること、本人の居住地については、短期入所の利用を進め、最終的にはグループホームで生活できるよう支援することとなった。

その後、通帳は兄から回収することができず、年金については振込口座を変更、兄が安定しない等の場合はショートステイを活用しつつ通所先含め見守りを行った。その後、グループホームに本入所したことで、兄と分離。

<虐待防止に関する普及啓発・調査・協議会等>

□2023年度

- ・町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会開催（2023年8月）
2024年2月講演会（高齢者・障がい者の虐待対応事例について）

□2024年度

- ・町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会開催（2024年7月）
2025年1月講演会（予定）

2023年度町田市における障がい者差別相談の状況について

① 相談内容と障がいの種別

相談内容	相談の主訴				障がい種別							
					身体			知的障がい	精神・発達障がい	難病	不明その他	計
	不当な差別的取扱い	合理的な配慮の不提供	その他	計	視覚障がい	聴覚障がい	肢体不自由					
民間事業所の対応	1	2	1	4		2			1	1		4
行政機関の対応		2		2		1			1			2

② 相談者の分類

当事者(家族含)	当事者の関係者	行政機関等	民間事業者	第三者	不明その他	計
6						6

③ 事業種別

区分	行政機関等	教育	雇用・就業	交通	医療・福祉	飲食	サービス	不動産	その他	計
不当な差別的取扱い								1		1
合理的な配慮の不提供	1	1					2			4
その他			1							1

④ 初回相談の経路

区分	視覚障がい	聴覚障がい	肢体不自由	知的障がい	精神・発達	難病	その他不明	計
電話					1			1
窓口		2			1			3
メール		1				1		2
FAX								0

⑤ 相談要旨とその対応

【不当な差別的取扱いの禁止】

①【精神】

アパート探しをしているが、障がいを理由に断られている。市営住宅に空きがないか知りたい。

障がいを理由として賃貸借契約を拒むことは不当な差別的取扱いであり、事業者へ差別についての指導はできると回答したが、本人からはその対応は望まず、市営住宅の入居を希望していたため、関係窓口を案内した。

【合理的な配慮の不提供】

①【聴覚】

今まで電気料金を携帯電話で確認して支払いをしてきた。今月から携帯電話の操作方法が変わってしまい、料金確認の操作がわからなくなってしまった。電力会社で用意されているAIチャットサービスは上手く使えず、問い合わせ先は電話番号しかない。直接、電力会社の本社を訪れ、紙の明細を送ってもらえるようになったが、紙の明細対応がいつまで続くのか、郵送に自己負担の送料がかかるのか知りたい。本社に聞きに行ったときには筆談で3時間かかったので、市役所から聞いて欲しい。

電力会社に連絡し、通知は本人が止めない限り継続すること、送料無料であることを確認し、その旨を本人に連絡した。また、文字を入力して問い合わせが出来る「お問い合わせフォーム」のサービスがあることも併せて伝えた。

②【聴覚】

2年前(2021年)に、眼鏡店へ眼鏡をつくるために来店。最近はネット通販でも眼鏡が買えるので、まずは視力検査だけしたいと思い店に相談したところ、眼鏡を購入しないと視力検査をしてくれないとのことだった。そのため、眼鏡を買うと決め、料金を支払って視力検査してもらった。完成までは2週間かかるとのことだった。

後日、早く眼鏡が欲しいと思いなおし、ネット通販にて眼鏡を買うことにしたため、契約解除と返金について眼鏡店の本社にメールしたところ、原則キャンセルは出来かねず、購入した店舗に直接相談して欲しいとの回答だった。

しかし、店舗にはメールアドレスが無く、問い合わせ先は電話番号だけだった。また、返金手続きについても市役所から指導して欲しい。

なお、その後2年間近く店舗には行っていないとのこと(聴覚障がい者へ対応が良くないため)。

本社お客様相談室に確認したところ、メールでの問い合わせについては本社お客様相談室(メールフォーム)での対応となり、各店舗ごとのメールアドレスは会社として設けていないとのこと。眼鏡の購入については現物を見ての判断になるため、購入やキャンセルの問い合わせは店舗に直接来ていただくよう、どのお客様にも案内をしていますという回答であった。

各店舗にはメールアドレスは無いが、本社のメールフォームを利用して間接的に店舗とやり取りができること、店舗に直接相談の案内をしたのは、現物を見ながらの対応としたいという理由であり、本社の対応は障がい者差別には該当しないのではと伝えた。

売買契約のキャンセルによる返金については、障がい福祉課では対応できないため、消費生活センターを案内した。

- ③【聴覚】
免許更新のweb予約で電話番号欄が入力必須となっていた。電話を所持していない聴覚障がい者に対して合理的配慮に欠けているのではないかと。なお警察に直接訪れ確認したところ、窓口での申し込みでよいとの回答だったので申し込みは済ませた。
- 警視庁免許管理課に確認を行ったところ、web予約サイトは他のシステムとも連動しているため、電話番号の入力を不要にするなどの修正は出来ない。ただし、ご本人が電話を所持していないなら、ご家族の電話番号などを入れて予約することが可能であるとのこと。聴覚障がい者で電話を所持していない人にとって、電話番号の入力を必須とすると、手続が不可能になってしまう場合があること、システムの修正が難しいなら、マニュアルや注意書きで対応するなど検討してほしいと伝えた。
- 現在は申し込みページのQ&Aに「電話を持っていないので、電話番号を入力することができず予約ができません。どうしたらいいですか。」という項目があり、電話がない場合は直接お越しくださいとの回答あり。

- ④【発達障害】
小学校では発達障がいについて配慮をしてもらっており、入学予定の中学校でも引き続き配慮をお願いしたいので、中学校のサポートルーム(特別支援教室)の申込書を提出するにあたって、校長先生と入学前に面談したいと希望した。その後連絡が無かったので、メールや電話で面談の希望をしたところ、入学直前に面談を行うことになった。
- しかし、面談日に校長先生は不在で、面談に出席したのは副校長と教員2名であった。1月から面談を希望しているのに面談日が入学直前の3月になったこと、校長先生が欠席であるなど、障がい児への配慮が欠けているのではないかと。
- 副校長へ電話確認を行い、学校の運営の事情もあるかと思うが、面談の希望のあった時点で何らかの対応を行い、相談には丁寧な対応をしていただくよう依頼した。なお、面談が3月になった理由は、学年主任が決まってからの方が具体的な対応の話が出来るからと考えていたため。

【その他】

- ①【難病】
レジ打ちの仕事をしているが、新規採用職員が職場に入り、その職員のフォローを要請をされることが多い。難病のために服薬があり、疲れがたまると声が出づらいつ時などがあって、職場の皆がそれを知っているが、その職員からはそのことを非難される。店長に相談したが対応は無かった。
- 会社の対応を含めた労働に対する相談のため、町田総合労働相談コーナーを案内した。差別相談として対応して欲しい案件はないとのことであった。

「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」制定後の会議体について

「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例（以下「条例」という。）」の制定に伴い、「障害者差別解消支援地域協議会」及び「町田市障がい者差別解消調整委員会」の役割等を以下のとおり整理し、それぞれの会議体整備を進めていくこととした。

1 「障害者差別解消支援地域協議会」及び「町田市障がい者差別解消調整委員会」の整理

項目	障害者差別解消支援地域協議会 (※「町田市障がい者施策推進協議会」が差別解消協議会の機能を兼ねている。)	町田市障がい者差別解消調整委員会
設置根拠	障害者差別解消法第17条（できる規定）	条例第15条（市長の附属機関）
設置日	2016年12月5日 2016年度第3回町田市障がい者施策推進協議会にて承認	2024年10月以降
所掌事務	差別に関する情報交換を行うとともに、差別解消に関する課題の協議や取組の進捗管理をする。	差別事案の申立てがあった際に、市長からの諮問に応じ、その解決に必要な助言又はあつせんを行うことの適否及び内容について調査審議し、答申する。
構成員	委員は20人以内 (町田市障がい者施策推進協議会条例より) ・NPO 法人その他の団体 ・学識経験者 ・その他当該地方公共団体の機関が必要と認める者	委員は7人以内 (町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例より) ・学識経験を有する者2人以内 ・障がい者及び家族等2人以内 ・事業者の代表2人以内 ・福祉関係団体の代表1人
備考	設置形態に特別な決まりはなく、別の会議との兼務設置や他自治体との合同設置も許容されている。	

2 障害者差別解消支援地域協議会の位置づけについて

「町田市障がい者プラン」の検討や進捗管理を行う「町田市障がい者施策推進協議会」が「障害者差別解消支援地域協議会」を兼ねることで、差別解消の施策を障がい者プランと一体的に進捗管理することになり、プランと連動した効果的な差別解消の取り組みの推進を図ることができるため、引き続き兼務体制を維持していく。

参考資料1：障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部の設置について

3 町田市障がい者差別解消調整委員会の位置づけについて



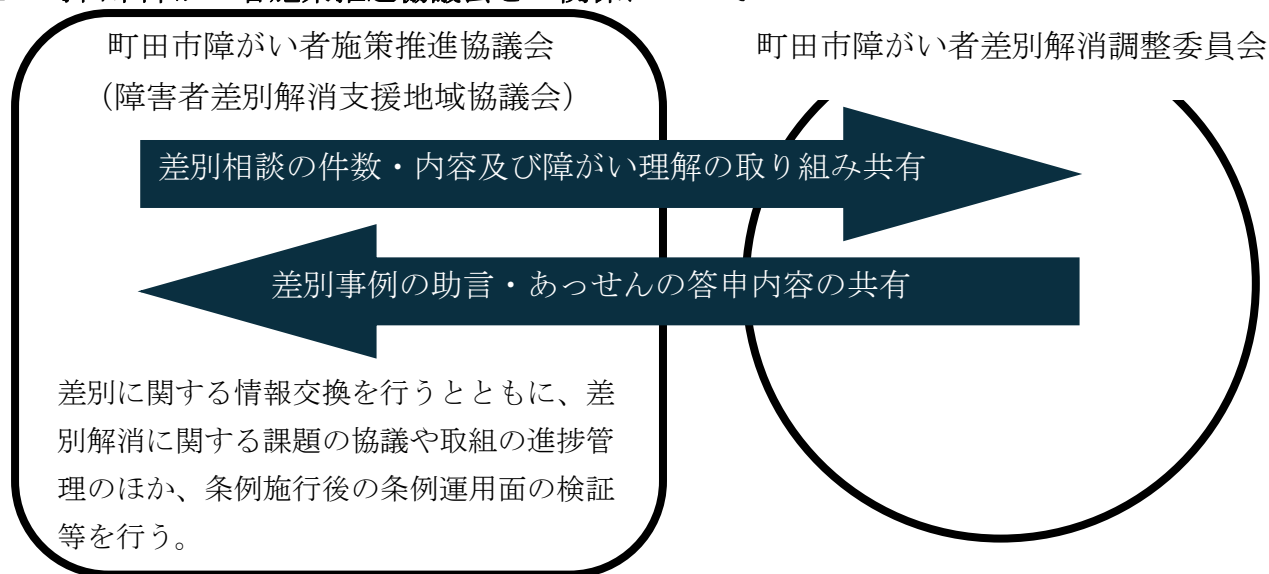
選任のポイント

- ◆差別事案を調査審議する上で、高い専門性や中立性が求められる。
- ◆諮問から答申までは相当の期間を要することから、市との関係に継続性がある者が望ましい。
- ◆基本構成に加えて、事案によっては臨時委員を選任することも可能。

参考資料 2：条例に基づく相談及び紛争解決のフロー図

参考資料 3：「町田市障がい者差別解消調整委員会」の設置について

4 町田市障がい者施策推進協議会との関係について



※町田市障がい者施策推進協議会で差別解消に関する課題の協議等を行う時間を増やし、各委員が持つ障がい理解に資する知見や経験、取り組み等を有機的につなぐ工夫を行うことで、障がい者プランの着実な推進を図り、差別解消の取り組みを今後より一層推進していく。

町田市での障がい者差別解消に関する取り組み

1 「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」制定

障がい者差別がない地域社会づくりを実現するため、「町田市障がい者プラン21-26」及び「町田市5か年計画22-26」では、重点事業として、本条例の制定を位置付けました。

また、2022年度に策定した「町田市地域ホッとプラン」では、「地域でささえあい、誰もが自分らしく暮らせるまちだ」を基本理念とし、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分の役割や活躍の機会を得られ、自分らしく暮らすことができるまち、共生社会の実現を目指しています。

そして、2023年3月に閣議決定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」では、障がいを理由とする差別の相談及び紛争の防止等のための体制整備について、区市町村が基本的な役割を果たすことを求めています。

これらを踏まえ、市、事業者のほか市民一人ひとりの、障がいについての理解を促進し、障がいを理由とする差別に関する相談体制の拡充や、紛争解決のための体制整備などを定める本条例を制定しました。

2 条例の特徴

《条例のポイント》

	市役所	事業者 (会社・お店・病院など)	市民	障がい者
不当な差別的 取扱い	× してはいけない	× してはいけない	× してはいけない	△ 障がいを理由とする 困難や配慮の内容を 相手に伝えるよう に努める
合理的な配慮	○ しなければならない	○ しなければならない	△ するように 努力する	

- ① 不当な差別的取扱いの禁止
- ② 合理的な配慮
- ③ 障がい、障がい者及び障害の社会モデルに対する理解促進
- ④ 建設的対話
- ⑤ 差別に関する相談体制

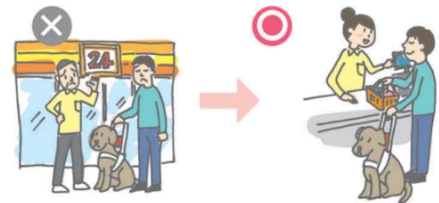


町田市障がい者差別解消犬「ノンバリー」

3 「不当な差別的取扱い」とは？

障がいのある方に対して、障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否や制限をしたり、条件を付けたりすることです。

【例】盲導犬や聴導犬の入店を拒否する。



4 「合理的な配慮」とは？

障がいのある方から「社会的障壁(バリア)を取り除くために何らかの対応が必要」という意思が伝えられた時に、双方の建設的対話により、負担が重すぎない範囲で対応することです。



【合理的配慮不提供の例】手続きの際、筆談を頼まれたが一方向的に断る。

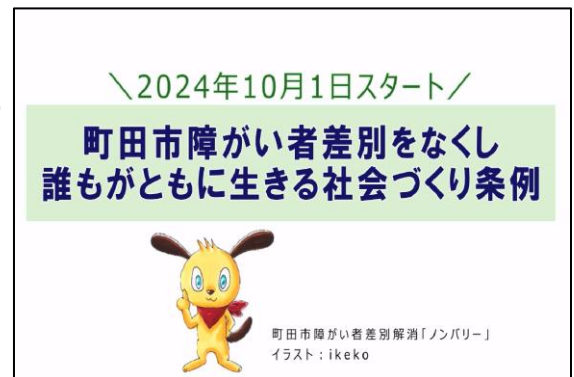
5 条例の普及啓発の取り組み

(1) 広報・ホームページ・SNS・解説動画での周知

- ・広報まちだ6月15日号では、本条例の特集記事を掲載しました。その後今後発行している広報誌でも、継続的に記事を掲載するなど、市民の皆様にも条例周知や障がい理解の浸透を図っています。
- ・条例内容が若者にも親しみやすく、わかりやすいものとなるよう解説動画を作成し、ホームページやSNSで情報発信を行っています。



解説動画のサムネイル

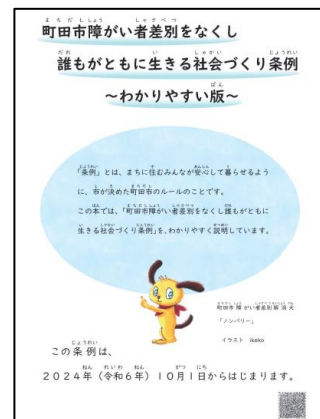
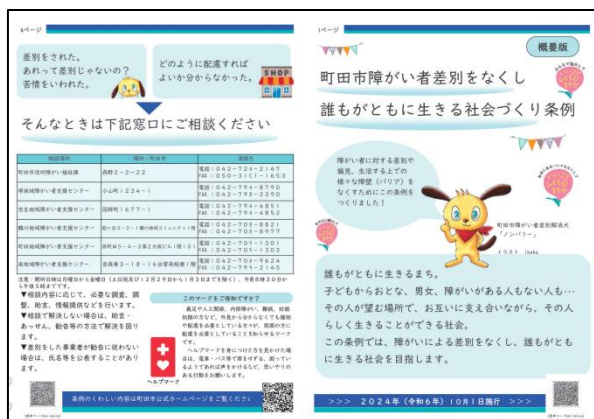


広報まちだ6月15日号
共生社会をテーマに障がい当事者と事業者の
インタビュー記事を掲載

取組
の
詳細

(2) リーフレット、チラシの作成・配布

- ・条例に関するリーフレット、チラシや解説本を作成・配布し、ホームページにも掲載しています。
- ・音声コードの付与や知的障がいのある方や子どもに向けた条例解説の「わかりやすい版」など、多様な利用者に配慮した情報保障を実施しています。



(各種リーフレット・チラシ)

(3) ポスター掲示・広告掲載

- ・道行く多くの方々の目に留まるよう、町内会・自治会掲示板でのポスター掲示や町田駅前
のペDESTリアンデッキでのポスター掲示を実施しました。
- ・神奈中バスの車内広告や東急リバブルデジタルサイネージでの掲載など、事業者の協力を
得ながら実施しました。



ペDESTリアンデッキ写真



神奈中バス車内広告写真



東急リバブルデジタルサイネー
ジ写真(イメージ)

取組 の 詳細

(4) 事業者との連携

- ・町田商工会議所の会報誌での紹介や町田法人会の協力を得て、加盟している事業者にも条
例内容や「合理的配慮」の事例を周知しました。

- ・町田商工会議所にご協力をいただき、
「合理的配慮」についての勉強会を
障がい当事者と一緒に実施しました。



- ・その他、事業者や障がい団体の取り組みとも
連携しながら普及啓発を行っています。



商工会議所NEWS



Kawasemi
(予定)

< 今後予定している事業者との連携 >



神奈川中央交通バスと障がい当事
者がともに学ぶ勉強会



FC町田ゼルビアと一緒に、障がい
理解講座

(5) 市民講座の開催

・障がい理解の啓発促進を目的に、市民講座を開催しています

2022年度講座

「NHKドラマ「しずかちゃんとパパ」から見える世界」
～聞こえない人もいるこの街で～ 参加者:147名



町田市とNHKが共催し
講演と手話実演を
行いました

2023年度講座

「介助犬を知っていますか」
参加者:42名



スライドでの介助犬
説明とデモンスト
レーション



生涯学習センターでの
介助犬受付実演



参加者アンケート:

91%の方が内容に満足・やや満足と回答

参加者アンケート:

92%の方が内容に満足・やや満足と回答

取組
の
詳細

(6) 条例周知のその他の活動

・出前講座の開催



@鶴間小学校



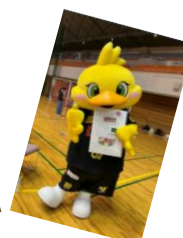
@まちカフェ

・ダリアの花の種袋を使った条例周知(障がい者施設への発注)

各イベントでの配布や窓口等に設置をしています。



花の種が
入っています



子ども向けイベント等での配布

6 その他の障がい理解啓発活動

(1) 障害者週間

毎年12月3日から9日は「障害者週間」です。この期間を中心に、障がいや障がいのあらゆる人に対する関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するためのイベントを行っています。



町田市ホームページのブランディングエリアにて障害者週間のPRを実施しました。



障がい理解を深めることを目的に、市内の障がい福祉施設で制作された絵画や工作等の作品展示を市庁舎で開催しました。

(2) ヘルプマーク・カード・手帳、災害時等支援バンダナの配布

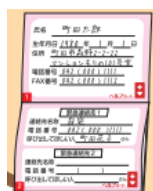
- ・ヘルプマークは、障がいのある方や難病の方等の援助を必要とする方が携帯し、日常生活や災害時、緊急時に必要な支援や配慮を周囲の方をお願いするためのマークです。
- ・ヘルプカードには、支援をお願いしたい内容が書かれたヘルプ手帳が、どこに収納されているかを記載しています。ヘルプ手帳には、氏名・住所・連絡先や支援をお願いしたい内容等を記載し、カバンの中、財布の中、障害者手帳ケースなどに収納します。
- ・災害時等障がい者支援バンダナは、災害時に身に着けることで、周囲に障がいがあることを知らせ、避難行動などの際に支援を受けやすくするものです。



ヘルプマーク



ヘルプカード
裏面



ヘルプ手帳



災害時等支援バンダナ

着用イメージ



(3) バリアフリーハンドブックの配布・改訂

高齢者、肢体不自由、視覚・聴覚・知的・精神障がいや認知症のある方の理解やコミュニケーション方法、接遇や支援のほか、駅エレベーターでの優先利用等について、イラストや写真を使ってわかりやすく解説した啓発冊子です。小学校の教材として、また事業者での接遇・接客研修等にもご活用していただいています。



「心」のバリアフリー
ハンドブック



「情報」のバリアフリー
ハンドブック

※「障害の社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の内容を加えた改訂版作成に向けて準備を進めています。